破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第３６号
宮崎県日南市岩崎３丁目８番14号
債務者　有限会社田原鮮魚店
代表者代表取締役　田原　忠義
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　孝志
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年10月19日午後１時30分
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
山口県長門市深川湯本1304番地３
債務者　植木　良一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　亨
4　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年10月２日午後２時
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３８号
宮崎県日南市梅ケ浜２丁目４番１号
債務者　有限会社松田組
代表者代表取締役　松田　良幸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　松田共同法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年11月16日午後１時30分
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
静岡市葵区本通３丁目23番地の１
債務者　有限会社静岡デリカシー
代表者代表取締役　村下　重雄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　武幸
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午後２時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５号
静岡県駿東郡清水町伏見537番地の11
債務者　株式会社インテック
代表者代表取締役　富田　保孝
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月18日午後３時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
千葉県柏市南逆井４丁目20番47号
債務者　有限会社ケイ・エフシステム
代表者代表取締役　眞貝　誠一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　英準
4　破産債権の届出期間　平成21年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月20日午後１時40分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４７号
東京都八王子市石川町1995番地の２
債務者　株式会社高橋建業
代表者代表取締役　髙橋　敏昭
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅川　　一
4　破産債権の届出期間　平成21年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４１０号
静岡県浜松市東区有玉北町1912番地、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市北区都田町2870番地の１
債務者　株式会社マスダ技研
代表者代表取締役　増田　篤浩
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　昇二
4　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月18日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目21番30号
債務者　吉田染工株式会社
代表者代表取締役　吉田　正信
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和田洋二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０５０号
神戸市灘区城内通５丁目５番19号
債務者　有限会社ホーム衛生
代表者取締役　徳山マサ子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午後１時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２５号
埼玉県草加市松江３丁目24番２号
債務者　有限会社香取建設
代表者代表取締役　高野　英男
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月13日午前10時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１０２３号
埼玉県川口市芝新町４番６号
債務者　有限会社アルファデータサービス
代表者取締役　竹下　智司
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前11時45分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
長野市大岡乙269番地１号地
債務者　有限会社山屋商店
代表者代表取締役　山崎　森夫
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　武寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午前11時30分
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２１号
宮崎市潮見町90番地12　コーポ渡辺203号、申立時の住所宮崎県串間市大字西方4164番地３
債務者　山本　博明
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年11月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
奈良市朱雀３丁目３番地の１
債務者　髙野日出雄
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　破産債権の届出期間　平成21年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
奈良地方裁判所